たかっきしょうぼうほんぶ
高槻市消防本部における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

(首的)

第1条 この要領(以下「対応要領」という。)は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(令和5年3月14日閣議決定。以下「基本方針」という。)に即して、法第7条に規定する事項に関し、消防本部の職員(会計年度任用職員を含む。以下「職員」という。)が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第2条 職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務党は事業を行うに当たり、 障がい(身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。) その他の心身の機能の障がい(難病等により起因する障がいを含む。) をいう。以下この対応要領において間じ。) を理由として、障がい者(障がい及び社会的障壁により継続的に管管を活文は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下この対応要領において間じ。) でない者と不当な差別的散扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、別紙に差める智意事項に習意するものとする。

なお、別紙中、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に茂すると判断されることはないが、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的な理念技び法の首的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する(炎条において間じ。)。

(合理的配慮の提供)

第3条 職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務では事業を行うに当たり、 障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている管の意思の表明があった場合において、その実施に伴う質担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、幹齢笈び障がいの状態に応じて、社会的 障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)の 提供をしなければならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

(監督者の責務)

- 第4条 職員のうち、所属長は、前2条に掲げる事項に関し、障がいを理由とする差別 の解消を推進するため、炎の各号に掲げる事項を実施しなければならない。
 - (1) 首常の執務を通じた指導等により、障がいを理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障がいを理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。

- (2) 障がい者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の 申出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的配慮の場合は、提供を適切に行うよう指導すること。
- 2 所属長は、障がいを理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切 に対処しなければならない。

(相談体制の整備)

- 第5条 職員による障がいを理由とする差別に関する障がい者及びその家族その他の 関係者からの相談等に的確に対応するための相談窓口を消防総務課に置く。
- 2 精談等を受ける場合は、性別、特齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、 電話、下AX、電子第二次に加え、障がい者が他人とうぎュニケーションを図る際に 必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。
- 3 第1項の相談窓口に寄せられた相談等は、指談者のプライバシーに配慮しつつ 関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。
- 4 第1項の相談窓口は、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。 (研修・啓発)
- 第6条 障がいを埋面とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、法や基本方針等の周知や、障がい者から話を聞く機会を設けるなど必要な研修・啓発を行うものとする。
- 2 新たに職員となった者に対しては、障がいを埋面とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために、また、新たに所属もとなった職員に対しては、障がいを埋面とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるために、それぞれ、研修を実施する。
- 3 職員に対し、障がいの特性を理解させるとともに、性別や年齢等にも配慮しつつ障がい者に適切に対応するために必要なマニュアル等により、意識の啓発を図る。

南剿

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

sh そく

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

高槻市消防本部における障がいを関する差別の解消の 推進に関する対応要領に係る留意事項

法は、障がい者に対して、正当な理菌なく、障がいを理菌として、財・サービスや 答種機会の提供を拒否する支は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障がい者 でない者に対しては付さない案件を付けることなどにより、障がい者の権利利益を侵害 することを禁止している。

なお、電橋子、補助犬その他支援機器等の利用や介助者の行添い等の社会的障壁を 解消するための手段の利用等を埋面として行われる不当な差別的散報いも、障がいを 埋面とする不当な差別的散報いに該当する。

また、障がい者の事実上の空等を促進し、芝は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障がい者を障がい者でない者と比べて優遇する取扱い(いわゆる積極的改善措置)、法に規定された障がい者に対する合理的配慮の提供による障がい者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障がい者に障がいの状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、不当な差別的散物にとは、正当な理由なく、障がい者を、問題となる事務

文は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障がい者でない者より不利に扱うこと
である意に留意する必要がある。

第2 世当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障がい者に対して、障がいを理由として、前・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの散扱いが落鎖的に見て正当な首的の下に行われたものであり、その首的に照らしてやむを得ないと言える場合である。 消防 本部においては、正当な理由に相当するか塔かについて、真体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障がい者、第三者の権利利益(例:安全の確保、財産の保全、損害発生の防止等) 炭び消防本部の事務艾は事業の首的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、真体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、正当な理由があると判断した場合には、障がい者にその理由を丁寧に説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。その際、職員と障がい者の対方が、お互いに相手の立場を尊重しながら相互理解を図ることが求められる。

第3 不当な差別的取扱いの例

正当な理由がなく、不当な差別的散扱いに該当すると考えられる例及び正当な理由があるため、不当な差別的散扱いに該当しないと考えられる例は以下のとおりである。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、これらの例だけに限られるものではないこと、正当な理由に相当するか否かについては、個別事案ごとに、前述の観点等を踏まえて判断することが必要であること、正当な理由があり不当な差別的散扱いに該当しない場合であっても、合理的配慮の提供を求められる場合には別途の検討が必要であることに留意する。

(正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例)

- (1) 障がいがあることを理由として、一律に窓口対応を拒否する。
- (2) 障がいがあることを理由として、一律に対応の順序を後聞しにする。
- (3) 障がいがあることを理由として、一律に書面の交付、資料の送付、パンプレットの提供等を拒んだり、資料等に関する必要な説明を省いたりする。
- (4) 障がいがあることを理由として、一律に説明会、シンポジウム等への出席を指す。
- (5) 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障がいを理由に、来庁の際に待添者の同行を兼めるなどの案件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、障がいを理由に待添者の同行を拒む。
- (6) 障がいの種類や程度、サービス提供の場面における本人や第三者の安全性などについて考慮することなく、漠然とした安全上の問題を理由に施設利用を拒否する。
- (7) 業務の遂行に支障がないにもかかわらず、障がい者でない者とは異なる場所での対応を行う。
- (8) 障がいがあることを理由として、障がい者に対して、言葉遣いや接客の態度など一種に接遇の質を下げる。

(正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例)

- (2) 車椅子の利用者が畳敷きの個室を希望した際に、敷物を敷く等、畳の保護をするための対応を行う。(行政機関の損害発生の防止の観点)
- (3) 行政手続を行うため、障がい者本人に同行した者が代筆しようとした際に、必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障がい者本人に対し障がいの状況や本人の手続の意思等を確認する。(障がい者本人の損害発生の防止の観点)

第4 合理的配慮の基本的な考え方

1 障害者の権利に関する条約(以下「権利条約」という。)第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との事等を基礎として全ての人権及び基本的 自由を享有し、艾は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した艾は過度の負 指を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務 支は事業を行うに当たり、個々の場面において、障がい者から現に社会的障壁の除去 を必要としている管の意思の表前があった場合において、その実施に伴う貧担が過重で ないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去 の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、障がい者が受け る制限は、障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対する ことによって生ずるものとのいわゆる「社会主デル」の考え方を踏まえたものであり、 障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、障がい者が個々の場面において 必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な散組であり、その実施に 伴う資担が過重でないものである。

2 合理的配慮は、消防本部の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる 範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障がい者でない者との比較において とうとう きかい ていきょう う 同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的・内容・機能の 本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。その提供に当たってはこれらの てん。りゅうい。 点に留意した上で、当該障がい者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の じょきょ 除去のための手段及び方法について、当該障がい者本人の意思を尊重しつつ「第5 がより、なたり、またんできゃかんがえかた。 かか まうそ こうりょし だいだいそう せんたく ざん そうほう 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の サムセーーマテダヒ いた。 そうごりかい つう ひっよう こうりてき はんい じゅうなん たいおう 建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされる 必要がある。建設的対話に当たっては、障がい者にとっての社会的障壁を除するため の必要かつ現実可能な対応案を障がい者と職員が共に考えていくために、双方が お互いの状況の理解に努めることが重要である。例えば、障がい者本人が社会的障壁 の除去のために普段講じている対策や、当該行政機関として対応可能な取組等を対話の なか、きょうゆう とう けんせつてきたいわ つう じて相互理解を深め、様々な対応策を柔軟に検討し ていくことが円滑な対応に資すると考えられる。さらに、合理的配慮の内容は、技術の はなる。 しゃかいじょうせい へんかとう まう かんり かんしょう こうりてき はいりょ ていきょう 進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。 合理的配慮の提供に * 当たっては、障がい者の性別、年齢、状態等に配慮するものとし、特に障がいのある ではない。たい 女性に対しては、障がいに加えて女性であることも踏まえた対応が栄められることに 習意する。

なお、障がい者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の 提供とは別に、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、ず・長期的な ラストの削減・効率化につながる点は重要である。 3 意思の表別に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語(手話を答む。)のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や算振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障がい者が他人とうきュニケーションを図る際に必要な手段(通訳を介するものを答む。)により伝えられる。

また、障がい者からの意思表前のみでなく、障がいの特性等により本人の意思 を前が困難な場合には、障がい者の家族、支援者・介助者等、うきュニケーションを 支援する者が本人を補佐して行う意思の表前も含む。

なお、意思の表前が困難な障がい者が、家族、支援者・介助者、法定代理人等を禅っていない場合など、意思の表前がない場合であっても、当該障がい者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障がい者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な敬組に努めることが望ましい。

4 合理的配慮は、不特定多数の障がい者等の利用を想定して事前に行われる建築物のボリアラリー化、芥助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の「環境の整備」を基礎として、個々の障がい者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障がいの状態等が変化することもあるため、特に、障がい者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、質直しを行うことが重要である。なお、多数の障がい者が直面し得る経会的障壁をあらかじめ除去するという観点から、他の障がい者への援及効果についても考慮した環境の整備を行うことや、稍談・紛争事案等を事前に防止する観点から、合理的配慮の提供に関する稍談対応等を契機に、内部規則やマニュアル等の制度改正等の環境の整備を図ることは省効である。

第5 過重な負担の基本的な考え方

職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障がい者に丁寧にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。その際には箭迷のとおり、職員と障がい者の対方が、お互いに相手の立場を尊重しながら、建設的対話を通じて相互理解を図り、代替措置の選択も含めた対応を柔軟に検討することが求められる。

- (1) 事務文は事業への影響の程度(事務文は事業の目的、内容、機能を損なうか否か
- (2) 実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- (3) 費用・ **費用・ 負担**の 程度

第6 合理的配慮の例

第4で学したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、具体例としては、炎のようなものがある。

なお、記載した例はあくまでも例示であり、必ず実施するものではないこと、記載されている例以外であっても合理的配慮に該当するものがあることに留意する必要がある。

(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の例)

- (1) 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。
- (2) 配架棚の高いデーに置かれたパンプレット等を取って渡す。パンプレット等の位置を分かりやすく伝える。
- (4) 障がいの特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。
- (5)疲労を感じやすい障がい者から別室での休憩の単出があった際、別室の確保が困難である場合に、当該障がい者に事情を説明し、対応整行の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設ける。
- (6) 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障がい者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。
- (7) 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しいた。 電光掲示板、手書きボード等を開いて、分かりやすく案内し誘導を図る。
- (8) イベント会場において知的障がいのある子どもが発声やこだわりのある行動をしてしまう場合に、保護者から子ども特性や立きュニケーションの方法等について聞き取った上で、落ち着かない様子のときは個室等に誘導する。

(合理的配慮に当たり得る情報の取得、利用及び意思疎通への配慮の例)

- (1) 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字、触覚による意思伝達等のコミュニケーション手段を開いる。
- (2) 会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ番号等が異なりうることに留意して使用する。
- (3) 視覚障がいのある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げグラトに対応できるよう電子データ(テキスト形式)で提供する。

- (4) 意思疎通が不得意な障がい者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
- (5) 駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
- (6) 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の首の前で売したり、分かりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。
- (7) 比喩表現等が苦手な障がい者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを賄いずに具体的に説明する。
- (8) 障がい者から単出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、芮蓉が理解されたことを確認しながら応対する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は開いない、時刻は24時間装記ではなく年前・午後で装記するなどの配慮を答頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。
- (9) 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚艾は聴覚に障すがいのある委員や知的障がいのある委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。
- (10) 会議の進行に当たっては、職員等が委員の障がいの特性に合ったずポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。

(ルール・慣行の柔軟な変更の例)

- (1) 順番を持つことが苦手な障がい者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順管を入れ替える。
- (2) 立って物に並んで順番を持っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障がい者の順番が来るまで別室や席を用意する。
- (3) スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い蓆を確保する。
- (4) 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。
- (5) 施設の敷地内の駐車場等において、障がい者の来庁が多数見込まれる場合、通常、障がい者専用とされていない区画を障がい者専用の区画に変更する。
- (6) 入館時にICカードゲート等を通過することが困難な場合、別ルートから入館を 認める。
- (7) 他人との接触、多人数の中にいることによる繁張等により、発作等がある場合、当該障がい者に説明の上、障がいの特性や施設の状況に応じて別室を準備する。
- (8) 非公表文は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障がいのある委員の理解を接助する者の信席を認める。

また、合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例及び該当しないと考えられる例としては、炎のようなものがある。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、合理的配慮の義務違反に該当するか否かについては、個別の事案ごとに、前述の観点等を踏まえて判断することが必要であることに留意する。

(合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例)

- (1) 試験を受ける際に筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める前出があった場合に、デジタル機器の持込みを認めた前例がないことを理由に、必要な調整を行うことなく一律に対応を勝ること。
- (2) イベント会場内の異動に際して支援を載める単出があった場合に、「行かあったら菌」という抽象的な理由で具体的な支援の可能性を検討せず、支援を断ること。
- (3) 電話利用が困難な障がい者から電話以外の手段により答権手続が行えるよう対応を 求められた場合に、マニュアル上、当該手続は利用者本人による電話のみで手続可能 とすることとされていることを理由として、メールや電話りむーサービスを介した電 話等の代替措置を検討せずに対応を断ること。
- (4) 介助を必要とする障がい者から、講座の受講に当たり介助者の信席を求める前出があった場合に、当該講座が受講者本人のみの参加をルールとしていることを理由として、受講者である障がい者本人の個別事情や講座の実施状況等を確認することなく、一律に介助者の信席を断ること。
- (5) 自由席での開催を予定しているもきチーにおいて、弱視の障がい者からスクリーシャ板書等がよく見える席でのもきチー受講を希望する自出があった場合に、事前の座席確保などの対応を検討せずに「特別扱いはできない」という理由で対応を断ること。

(合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例)

- (1) 事務の一環として行っていない業務の提供を求められた場合に、その提供を断ること。(必要とされる範囲で本来の業務に存施するものに限られることの観点)
- (2) 抽選前込みとなっている講座への参加について、抽選前込みの手続を行うことが 困難であることを理由に、講座への参加を事前に確保しておくよう策められた場合 に、当該対応を勝ること。(障がい者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであることの観点)
- (3) イベントの当旨に、視覚障がいのある者から職員に対して、イベント会場所を付き添ってブースを固ってほしい管頼まれたが、混雑時であり、対応できる人員がいないことから対応を勝ること。(過量な資担(人的・体制上の制約)の観点)